

【環境確保条例にもとづく工場（条例別表第1）の設置・変更等をする場合、次の手続きが必要です。】

1 工場設置認可申請

条例別表第1に掲げる工場を設置（新設）しようとするとき、工事開始の**60**日前に認可申請の必要があります。

2 工場変更認可申請

認可工場の施設を増設、改築など変更しようとするとき、工事開始の**60**日前に認可申請の必要があります。

3 工事完成届

工場設置は工場変更の認可を受けたとき、設置または変更工事が完成した日から**15**日以内に届出の必要があります。

4 工場現況届

条例別表第8に掲げる工場を設置しているとき、直近の認可を受けた日から**3**年経過するごとに**30**日以内に届出の必要があります。

5 工場事故届

事故により工場から公害を発生したとき届出の必要があります。

6 工場氏名等変更届および廃止届

工場設置者の氏名・住所、工場の名称・所在地の変更があったとき、または工場を廃止したとき、その日から**30**日以内に届出の必要があります。

7 工場承継届

工場を譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割したとき、その日から**30**日以内に届出の必要があります。

環境確保条例にもとづく工場（条例別表第1）

1 定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）

2 定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場

- (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
- (2) 印刷又は製本
- (3) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
- (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
- (5) 金属やすり、針、釘、鋌又は鋼球の製造
- (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
- (7) 金属箔又は金属粉の製造
- (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
- (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断

- (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
- (11) ガラスの研磨又は砂吹き
- (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）
- (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
- (14) 液体燃料用のバーナーの容量が一時間当たり 20 リットル以上又は火格子面積が 0.5 平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工

3 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

- (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
- (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
- (3) 厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋸打ち
- (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
- (5) 塗料、染料又は絵具の吹付け
- (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
- (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- (8) ドライクリーニング
- (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
- (11) たん白質の加水分解
- (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクシスの製造
- (13) 石綿、岩綿、鉍さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が 50 平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製

- (33) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり50キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

〔環境確保条例にもとづく指定作業場（条例別表第2）の設置・変更等をする場合、次の手続きが必要です。〕

1 指定作業場設置届

条例別表第2に掲げる指定作業場を設置しようとするとき、工事開始の30日前までに届出の必要があります。

2 指定作業場変更届

届出済指定作業場の施設を増設、改築など変更しようとするとき、工事開始の30日前までに届出の必要があります。

3 指定作業場氏名等変更届および廃止届

指定作業場設置届出者の氏名、住所、指定作業場の名称、所在地の変更があったとき、または設置してある指定作業場を廃止したとき、その日から30日以内に届出の必要があります。

4 指定作業場承継届

指定作業場を譲り受け、借り受け、相続または合併したとき、その日から30日以内に届出の必要があります。

※ 大気汚染防止法にもとづく「ばい煙発生施設」の届出（東京都）

ボイラー（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上）または廃棄物焼却炉（火格子面積が2m²以上であるか、または焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの）などの施設を設置する場合は、工事開始の60日前までに届出の必要があります。

その他の届出として、ばい煙発生施設の構造等の変更の届出（工事開始の60日前）また氏名の変更、所在地の変更、承継、廃止などがあったときは、その日から30日以内に届出の必要があります。

環境確保条例にもとづく指定作業場（条例別表第2）

- (1) レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- (2) 自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）
- (3) 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
- (4) ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- (5) 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- (6) ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- (7) 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第4項、第14条第1項及び第4項並びに第14条の4第1項及び第4項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- (8) セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- (9) 材料置場（面積が100平方メートル以上のものに限る。）
- (10) 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- (11) と畜場
- (12) 畜舎（豚房の総面積が50平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200平方メートル以上又は鶏の飼養規模が千羽以上のものに限る。）
- (13) 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- (14) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- (15) 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- (16) めん類製造場
- (17) 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- (18) 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- (19) 洗濯施設を有する事業場
- (20) 廃油処理施設を有する事業場
- (21) 汚泥処理施設を有する事業場
- (22) し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- (23) 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
- (24) 下水処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）
- (25) 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場

- (26) ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格 B 8 2 0 1 及び B 8 2 0 3 伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 平方メートル未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で 0. 1 パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が 1 0 平方メートル未満のもの）を除く。）を有する事業場
- (27) ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 5 0 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- (28) 焼却炉（火床面積が 0. 5 平方メートル未満であって焼却能力が 1 時間当たり 5 0 キログラム未満のものを除く。）を有する事業場
- (29) 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が 1 5 0 平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- (30) 水道施設（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 3 3 年法律第 8 4 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 2 1 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- (31) 病院（病床数 3 0 0 以上を有するものに限る。）
- (32) 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

環境確保条例の工場及び指定作業場に適用する各種規制基準（抜粋）

汚染土壌処理規制基準（環境確保条例施行規則 別表 12）

有害物質の種類	基 準 値		有害物質の種類	基 準 値	
	溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)		溶出量 (mg/L)	含有量 (mg/kg)
1 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.003	カドミウムとして 45	14 1,1-ジクロロエチレン	0.1	
2 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	遊離シアンとして 50	15 1,2-ジクロロエチレン	0.04	
3 有機りん化合物	検液中に検出されないこと。		16 1,1,1-トリクロロエタン	1	
4 鉛及びその化合物	鉛として 0.01	鉛として 150	17 1,1,2-トリクロロエタン	0.006	
5 六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05	六価クロムとして 250	18 1,3-ジクロロプロペン	0.002	
6 ひ素及びその化合物	ひ素として 0.01	ひ素として 150	19 チウラム	0.006	
7 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀として 0.0005 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	水銀として 15	20 シマジン	0.003	
8 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。		21 チオベンカルブ	0.02	
9 トリクロロエチレン	0.01		22 ベンゼン	0.01	
10 テトラクロロエチレン	0.01		23 セレン及びその化合物	セレンとして 0.01	セレンとして 150
11 ジクロロメタン	0.02		24 ほう素及びその化合物	ほう素として 1	ほう素として 4,000
12 四塩化炭素	0.002		25 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.8	ふっ素として 4,000
13 1,2-ジクロロエタン	0.004		26 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	0.002	

騒 音

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分			
種別	該当地域	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量 (単位：デシベル)			
第 1 種	①第 1 種低層住居専用地域	6 時～ 8 時	8 時～19 時	19 時～23 時	23 時～ 6 時
	②第 2 種低層住居専用地域 ③A A 地域 ①～③の地域に接する地先及び水面	40	45	40	40
第 2 種	①第 1 種中高層住居専用地域	6 時～ 8 時	8 時～19 時	19 時～23 時	23 時～ 6 時
	②第 2 種中高層住居専用地域 ③第 1 種住居地域 ④第 2 種住居地域 ⑤準住居地域 ⑥第 1 特別地域 ⑦無指定地域	45	50	45	45
第 3 種	①近隣商業地域	6 時～ 8 時	8 時～20 時	20 時～23 時	23 時～ 6 時
	②商業地域、準工業地域 ③第 2 特別地域 ①～③の地域に接する地先及び水面	55	60	55	50
第 4 種	①工業地域	6 時～ 8 時	8 時～20 時	20 時～23 時	23 時～ 6 時
	②第 3 特別地域 ①、②の地域に接する地先及び水面	60	70	60	55

ただし、第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 5 0 m の区域内（第 1、第 2、第 3 特別地域を除く）における規制基準は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

振 動

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
種別	該当地域	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における 地盤の振動の大きさ (単位：デシベル)	
第 1 種	①第 1 種低層住居専用地域	8 時～19 時	19 時～ 8 時
	②第 2 種低層住居専用地域 ③第 1 種中高層住居専用地域 ④第 2 種中高層住居専用地域 ⑤第 1 種住居地域 ⑥第 2 種住居地域 ⑦準住居地域 ⑧無指定地域	60	55
第 2 種	①近隣商業地域、商業地域	8 時～20 時	20 時～ 8 時
	②準工業地域、工業地域 ①、②の地域に接する地先及び水面	65	60

ただし、学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内の工場又は指定作業場については、当該値から 5 デシベルを減じた値を適用する。

届出先・問い合わせ先	千代田区環境まちづくり部環境政策課公害指導係 〒102 - 8688 千代田区九段南 1 - 2 - 1 T E L 03 (5211) 4254 (直通)
------------	--

なくそう公害

みんなの力で